五　構造、利用方法その他の製造等を業として行おうとする新用途水銀使用製品に関する情報
六　自己評価の結果
七　自己評価に係る調査及び分析の方法

附　則

この命令は、法の施行の日から施行する。

別表（第二条関係）

水銀使用製品	用途
一　一次電池（アルカリボタン電池、水銀電池、空気亜鉛電池、酸化銀電池、マンガン乾電池、アルカリ乾電池に限る。）	小型電子機器等その他の物品の電源
二　標準電池	起電力測定の標準
三　スイッチ及びリレー	一　電気回路における信号切替え等
	二　電流の検知
	三　温度の感知
	四　傾斜、振動又は衝撃の感知
四　蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。）	一　照度の確保
	二　美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現
	三　電子ディスプレイにおける図形、文字及び画像等の表示
	四　文書及び図画の読み取り
	五　情報の伝達
	六　鑑定、検査、検定又は測定
	七　感光
	八　蛍光
	九　生物の育成
	十　生物の捕獲、採取又は防除
	十一　日焼け
	十二　殺菌
五　ＨＩＤランプ（別名高輝度放電ランプ）	一　照度の確保
	二　舞台その他の演出
	三　美術品その他の物品の展示、撮影又は演出における色彩の忠実な再現若しくは強調又は視覚効果の発現
	四　写　プロジェクタの図形、文字及び画像等の映
	五　情報の伝達
	六　鑑定、検査、検定又は測定
	七　感光
	八　蛍光
	九　生物の育成
	十　生物の捕獲、採取又は防除
	十一　日焼け
	十二　殺菌
六　放電ランプ（蛍光ランプ及びＨＩＤランプを除く。）	一　情報の伝達
	二　鑑定、検査、検定又は測定
	三　感光
	四　生物の育成
	五　殺菌
七　化粧品	人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つための、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法での使用
八　農薬	農作物（樹木及び農林産物を含む。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除
九　駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤（医薬品及び農薬を除く。）	動植物又はウイルスの防除
十　気圧計	気圧の測定
十一　湿度計	気体の湿度の測定
十二　液柱形圧力計	気体のゲージ圧力の測定
十三　弾性圧力計（ダイアフラム式のものに限る。）	液体のゲージ圧力の測定
十四　圧力伝送器（ダイアフラム式のものに限る。）	液体のゲージ圧力の測定
十五　真空計	気体の絶対圧力の測定
十六　ガラス製温度計	気体、液体又は固体の温度の測定
十七　水銀充満圧力式温度計	気体又は液体の温度の測定